

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備および運営に関する基準を定める条例等の 改正等について

秋田市障がい福祉課

1. 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の改正について

基準省令改正により、規定を整備するため条例の改正を行ったもの。

- (1)秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準条例
- (2)秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準条例
- (3)秋田市障害福祉サービスの設備および運営に関する基準条例
- (4)秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準条例
- (5)秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準条例
- (6)秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準条例

1. 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の改正について

主な改正点

➤ 共同生活援助の支援内容追加(1(1)の条例関係)

一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等、必要な援助等を適切かつ効果的に行うほか、地域との連携による支援の質を確保するため、地域連携推進会議の設置等を義務付け、1年間の経過措置を設ける。

➤ 就労選択支援の創設(1(1)・(3)の条例関係)

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が創設された。

➤ 意思決定支援の推進(1(1)～(4)の条例関係)

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない旨明記した。

➤ 児童発達支援の一元化(1(5)の条例関係)

多様な障害児が身近な地域で支援を受けられるよう体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一元化された。

2. 障害福祉サービス事業所等の主な義務化について

項目	対象サービス	内容	義務化開始	令和6年度報酬改定
1 感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練(シミュレーション)の実施	R6. 4. 1～	
	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設	⑤施設等では第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努める。 ⑥施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、発生時の対応を協議	R6. 4. 1～ (⑤は努力義務)	・障害者支援施設等感染症対策向上加算(I)【新設】 ※平時から一定の体制を構築している場合に評価(10単位／月) ・新興感染症等施設療養加算【新設】 ※発生時に適切な感染対策を行った場合に評価(240単位／日 1月5日限度)
2 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練(シミュレーション)の実施	R6. 4. 1～	・業務継続計画未策定減算【新設】 ※感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合減算(所定単位の1%または3%) ※一定程度の取組を行っている場合の経過措置設定(1年間または3年間)

2. 障害福祉サービス事業所等の主な義務化について

項目	対象サービス	内容	義務化開始	令和6年度報酬改定
3 障害者虐待防止の推進	全サービス	①研修の実施 ②委員会の設置、委員会での検討結果を従業員に周知 ③責任者の設置	R4. 4. 1～	・虐待防止措置未実施減算【新設】 ※左記内容の基準を満たしていない場合(所定単位の1%)
4 身体拘束等の適正化の推進	全サービス(自立生活援助、就労定着支援、相談系を除く)	①身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ②委員会の設置、委員会での検討 ③指針の整備 ④研修の実施	①H24～ (訪問系以外) ①R3. 4. 1～ ②～④ R4. 4. 1～	・身体拘束廃止未実施減算【見直し】 ※施設、居住系サービスについて減産額引き上げ(1日5単位→所定単位数10%) ※訪問、通所系サービスの減算額見直し(1日5単位→所定単位数1%)

2. 障害福祉サービス事業所等の主な義務化について

項目	対象サービス	内容	義務化開始	令和6年度報酬改定
5 ハラスメント対策の強化	全サービス	適切なハラスメント対策への対応強化 ①方針等の明確化 ②従業者への周知・啓発 ③担当者の設置	R3. 4. 1～	
6 情報公表未報告の事業所への対応	全サービス	・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システムによる情報公表をしなければならない ・県知事等は、指定更新申請があつた際に、情報公表に係る報告がされていることを確認する	H30. 4. 1～	・情報公表未報告減算【新設】 ※報告がされていない場合、所定単位数を減算する。 ※療養介護、施設系は所定単位数の10%、それ以外は所定単位数の5%
7 安全計画等の策定	障害児通所支援	①安全計画の策定 ②従業員への周知、研修および訓練の実施 ③保護者への周知 ④定期的に安全計画の見直しを行う	R6. 4. 1～	

2. 障害福祉サービス事業所等の主な義務化について

情報公表制度について

【事業者の報告】

- 「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」の登録情報は毎年更新が必要です。
令和6年度は、5月にシステムから登録情報の更新についてメールが配信されています。
- 令和6年7月31日(水)までにシステムを通じて公表情報を報告してください。
※新規指定の事業所は、指定日から1か月以内

【障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡版】

ログイン画面のほか、操作説明書や記入要領等が掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

【ID・パスワードを忘れた場合】

- IDを忘れた場合
システムからの連絡用メールアドレスとして登録しているメールボックスに、ログイン情報(ログインID・仮パスワード)のメールがないかご確認ください。登録したメールアドレスがわからない場合は、秋田市障がい福祉課までお問い合わせください。
- パスワードを忘れた場合
ログイン画面に表示されている「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリックし、画面に従いパスワードのリセット処理行ってください。

2. 障害福祉サービス事業所等の主な義務化について

令和5年度実地指導指摘事項(身体拘束等の適正化の取り組みについて)

- 身体拘束適正化委員会を設置していない
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- 身体拘束等の適正化のための研修を実施していない

身体拘束等の適正化の取り組みの他、P. 4～6の義務化されている各項目についても、適切に取り組むこと。

【身体拘束をしていない場合も下記の取組が必要】

- 身体拘束適正化委員会を設置して体制を整備する
委員会を定期的に開催して、検討結果を従業員に周知徹底する
⇒委員会は少なくとも1年に1回は開催する
⇒虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能だが、**虐待防止のみではなく身体拘束等の適正化についても取り扱うことが必要**
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
基本的な考え方、組織、職員研修、報告方法、発生時の対応等を整備する
- 身体拘束等の適正化のための研修を実施していない
従業員に対し研修を定期的に実施して、研修内容を記録する
⇒研修は年1回以上実施する
⇒虐待防止研修で身体拘束等の適正化について取り扱えば実施したとみなすことも可能だが、**虐待防止のみではなく身体拘束等の適正化についても取り扱うことが必要**